

日本労働年鑑 第64集 1994年版

The Labour Year Book of Japan 1994

特集 日本における外国人労働者の現状

はじめに

■ 外国人労働者問題の本格化

日本経済が国際化時代を迎えたのは、八〇年代以降であるといえよう。その一つの局面である外国人労働者問題が本格化したのは、八〇年代中ごろ以降のことである。日本の外国人労働者問題は、オールド・カマーといわれる戦前に来日した在日韓国・朝鮮人、中国人およびその子弟と、ニュー・カマーといわれる八〇年代後半に急増した外国人労働者とに大別することができる。

ところで、ある意味では「人的鎖国体制」ともいわれる管理体制のもとで、「原則として、外国人労働者を受け入れない」というのが長年にわたる日本政府の基本方針であった。だが、八〇年代以降、日本企業の海外への進出にともなう経済の国際化は、国内一般企業の業務の国際化にともなう外国人ならではの職場を生み出すことによって、欧米系外国人を中心とする、一般に「外国人社員」と呼ばれる外国人労働者の国内での就労を必然化させるものであった。

また、八五年以降の急速な円高の進行は、国際的には日本の賃金相場を上昇させ、とりわけ日本とアジア諸国との賃金格差をいっそう拡大することになった。その結果、日本へ仕事を求めて流入するアジアの国々からの外国人労働者が増加することになった。だが他方では、こうしたアジア系外国人労働者が流入する背景には、相対的に賃金が安く、労働条件も悪い、一般に「三K」(きつい、汚い、危険)といわれる職場における労働力不足の顕在化という国内的要因があることを見落とすことができない。

■ 本特集の課題

一九八〇年代中ごろ以降増加した欧米系外国人、および、その多くが「不法就労」を余儀なくされたアジア系外国人などの外国人労働者の増加は、日本政府をはじめ、使用者団体や労働組合のこの問題に対する対策を迫ることとなった。こうした動きのなかで、八九年一二月には、「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」)が改正され、翌九〇年六月にこの改正「入管法」が施行された。

八〇年代後半における日本の外国人労働者問題の実態と政労使それぞれの動きについては、本年鑑第五九集の「特集 日本における外国人労働者問題」で詳細に考察した。改正「入管法」の施行は、その後の日本の外国人労働者問題にいくつかの特徴的な現象を生み出すことになった。それは、外国人労働者受け入れの在り方が中心的な争点であった。「入管法」改正以前の段階とは質的に異なる現在の外国人労働者問題を示しているといえよう。ここでの課題は、改正「入管法」以降の外国人労働者問題をめぐる動向をできるだけ客観的に整理することにある。

■ 外国人労働者の数的推移

はじめに「在留外国人統計」に依拠しながら、日本の国際化の現況についてみることにしたい。一九九〇年は、外国人登録者数が一〇〇万人を突破した年として、さらに、九二年は約一二八万人になり、その割合が日本の総人口の1%を超えた年として注目される(巻頭図1)。

第1表 地域別推移

	1986年		1992年	
	人数	割合	人数	割合
総数	867,237	100.0%	1,281,644	100.0%
アジア	802,909	92.6	1,000,673	78.1
南米	3,961	0.4	187,140	14.6
北米	34,235	3.9	50,421	3.9
ヨーロッパ	20,500	2.4	29,899	2.3
オセアニア	2,753	0.3	7,982	0.6
アフリカ	1,386	0.2	4,027	0.3
その他	1,493	0.2	1,502	0.1

〔備考〕 1) その他は、無国籍のこと。

2) 「平成4年末現在における外国人登録者統計」(『国際人流』第77号, 1993年10月号, 30頁)による。

八六年と九二年の在留外国人の数を比較すると、いくつかの点が明らかになる。地域別推移で示される特徴点は、アジア諸国が相対的に低下しているのに対して南米からの人々が増加していることである(第1表)。また、国籍別構成から明らかなように、八〇年代中ごろまでの日本に在留する外国人の圧倒的多数は、在日韓国・朝鮮人、中国人およびその子弟で占められていた。だが九二年の数字では、韓国・朝鮮人の割合はほぼ半減し、中国やフィリピンなどのアジア諸国および日系ブラジル、ペルー人などの増加が際立っている(巻頭図2)。このことは、九〇年以降の新しい外国人労働者流入の増加を反映している。さらに、都道府県別の外国人の分布状況を見ると、在留する外国人の多くが大都市圏に集中する傾向にあることがわかる。とくに、東京、大阪、京都では外国人の占める割合はいずれも二%を超え、その他、静岡、兵庫、愛知、神奈川などでも全国平均を上回っている(第2表)。また、国籍別にみると、東京にはアメリカ人、中国人、フィリピン人が多く、大阪には韓国・朝鮮人が集中している。また九〇年以降急速に増加した日系ブラジル人の多くは、愛知、静岡、神奈川の三県に集中的に在留していることが分かる(第3表)。

第2表 都道府県別推移

	1986年		1992年		総人口比
	人	%	人	%	
総数	867,237	100.0	1,281,644	100.0	1.03
東京都	154,834	17.9	247,446	19.3	2.08
大阪府	202,449	23.3	213,935	16.7	2.45
愛知県	61,828	7.1	105,336	8.2	1.56
兵庫県	87,611	10.1	96,716	7.6	1.77
神奈川県	49,014	5.7	96,646	7.5	1.19
京都府	51,899	6.0	55,747	4.4	2.14
埼玉県	18,509	2.1	52,684	4.1	0.80
千葉県	19,007	2.2	43,436	3.4	0.77
静岡県	10,650	1.2	37,432	2.9	1.80
福岡県	30,414	3.5	34,689	2.7	0.71
その他	181,022	20.9	297,577	23.2	0.48

〔備考〕 1) 総人口比は1992年の比率を示す。

2) 前表と同じ。

第3表 1992年都道府県別・主要国籍別人数

	韓国・朝鮮		中 国		ブラジル		フィリピン		米 国		ペルー		そ の 他	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総 数	688,144	100.0	195,334	100.0	147,803	100.0	62,218	100.0	42,482	100.0	31,051	100.0	114,613	100.0
東 京 都	95,955	14.0	72,958	37.4	6,508	4.4	13,437	21.6	16,266	38.3	2,166	7.0	40,156	35.0
大 阪 府	183,322	26.6	16,352	8.4	4,614	3.1	2,034	3.3	1,815	4.3	793	2.6	5,005	4.4
愛 知 県	54,581	7.9	8,278	4.2	29,607	20.0	3,408	5.5	1,645	3.9	3,318	10.7	4,499	3.9
兵 庫 県	71,108	10.3	12,491	6.4	2,173	1.5	1,068	1.7	2,232	5.3	856	2.8	6,788	5.9
神奈川県	34,188	5.0	17,915	9.2	14,698	10.0	5,163	8.3	4,394	10.3	5,739	18.5	14,549	12.7
京 都 府	46,671	6.8	4,187	2.1	725	0.5	660	1.1	1,114	2.6	264	0.8	2,126	1.9
埼 玉 県	15,233	2.2	12,735	6.5	9,617	6.5	4,667	7.5	1,396	3.3	2,237	7.2	6,799	5.9
千 葉 県	15,754	2.3	8,182	4.2	5,369	3.6	4,649	7.5	1,541	3.6	1,796	5.8	6,145	5.4
静 岡 県	7,801	1.1	2,239	1.1	19,803	13.4	2,128	3.4	545	1.3	2,354	7.6	2,562	2.2
福 岡 県	25,502	3.7	4,589	2.4	411	0.3	1,404	2.2	894	2.1	320	1.0	1,569	1.4
そ の 他	138,029	20.1	35,408	18.1	54,278	36.7	23,600	37.9	10,640	25.0	11,208	36.0	24,414	21.3

〔備考〕 前掲「平成4年末現在における外国人登録者統計」に掲載されている表より作成。

以上のような、日本に在留する外国人の時期別、地域別、国籍別、さらには都道府県別状況は、一面では、八〇年代後半の日本の外国人労働者問題に対する政府の対応策の結果を示しているといえる。だが同時に、これらの数字には「未登録の外国人」、いわゆる「不法残留・不法就労」の外国人が含まれていないために、日本の外国人労働者の現状を知るにはきわめて不十分である。就労目的で在留している合法的な外国人労働者をはじめ、一定限度での就労が可能な留学生や就学生、さらに就労に制限のない南米日系人などは、日本の新しい外国人労働者を構成していると同時に、ここに示された外国人登録をしている人々でもある。しかしながら、これらの外国人を含めた新しい外国人労働者（ニュー・カマー）の数は、六〇万人を超えているが、そのほぼ半数の三〇万人は、「未登録の外国人」である「不法就労」外国人労働者で構成されているのが現状である。

■ 改正「入管法」のもった意味

ここで、改正された新しい「入管法」のもった意味について一瞥しておく必要がある。新しい「入管法」の主な改正点は、(1)国際化社会に対応できるように国内で就労できる在留資格を新設すること、(2)入国手続きをできるだけ簡素化・迅速化すること、(3)「不法就労」問題に対処するために雇用主やブローカーに対して不法就労助長罪を新設すること、などであった。

改正「入管法」では、アジアの国々からの外国人労働者の増加につながる外国人「単純労働者」は受け入れないという方針が維持されている。そのうえで、一方では「新しい在留資格」を設けることによって、専門的な技術や技能を有する外国人労働者の受け入れを拡大するが、他方では「不法就労」外国人労働者問題については、厳格な上陸審査や集中的摘発の実施や罰則の新設などによって対処する方向がとられることになった。

だが、こうした改正だけでは国内の労働力不足問題に対処することは不可能であった。改正「入管法」は、「在留活動上制限のない者」のなかの新しい在留資格として「定住者」を設けることによって、ブラジル、ペルーなどからの日系人の国内での合法的な就労を可能とした。

いわゆる外国人「単純労働者」の受け入れ拒否を前提とする改正「入管法」と労働力不足問題という政策と現実とのズレは、以下にみるような(1)日系人労働者の急増とそれともなう問題、(2)実質的な外国人労働力の受け入れを意味する「技能・実習制度」の発足、さらには(3)「不法就労」外国人労働者の増加と問題の深刻化をも引き起こしている。

日本労働年鑑 第64集

発行 1994年6月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2006年11月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第64集【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)